

第十号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の二十八の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「昭和三十五年法律第四百四十五号」の下に「。以下「医薬品医療機器等法」という。」を加え、同表の二十九の項から三十の五の項までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表の三十の六の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「から三十二の項まで」を「、三十一の項及び三十二の項」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同表の三十の七の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項の次に次のように加える。

三十の八 医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。三十の九の項から三十二の項までにおいて同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査	二万九千円
三十の九 医薬品医療機器等法第四十条の五第四項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	一万千円

別表の三十一の項及び三十二の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「許可証又は」を「許可証」に、「賃貸業」を「貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

提案理由

薬事法の一部が改正されたことに伴い、再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。